

よくあるご質問

Q1 ステッカー交付対象となる店舗は？

A1 別府市内で飲食業を営む店舗です。また、別府市コロナ感染防止対策強化基準(鬼対策基準)の項目を全てクリアできることが条件です。

Q2 飲食業とは、スナックやバーなどの接待を伴う店舗も対象ですか？

A2 対象です。飲食物を提供し、食品衛生法に基づく営業許可書を交付されている店舗であれば、申請可能です。

Q3 申請すれば、誰でも交付していただけますか？

A3 別府市コロナ感染防止対策強化基準(鬼対策基準)の項目を全てクリアした店舗のみが交付対象となります。一つでもクリアできない項目がある場合は、交付できません。

Q4 交付を受ける場合、費用が必要ですか？

A4 費用はかかりません。無料でステッカーを交付します。

Q5 本店(本社)は別府市外ですが、交付の申請は可能ですか？

A5 市内で飲食店を営む店舗があれば、申請は可能です。

Q6 個人事業主ですが、別府市外在住です。交付の申請は可能ですか？

A6 市内で飲食店を営む店舗があれば、申請は可能です。

Q7 市内で2店舗経営していますが、まとめて申請できますか？

A7 1店舗ごとに申請が必要です。複数店舗経営している場合は、店舗ごとに申請をお願いします。

Q8 申請時の写真はどのような写真を撮ればよいですか？

A8 感染拡大防止のための対策を実施していることがわかるように撮影してください。パーティションの設置や従業員のマスク着用の姿を撮影したものを添付してください。

Q9 申請時に写真の添付は必ず必要ですか？

A9 できる限り添付をお願いしたのですが、添付が難しければ、現地調査の時に写真を撮らせていただきます。

Q10 現地調査をしてほしくないのですが？

A10 ステッカー交付を受けるためには、必ず現地調査を受けていただく必要があります。ご協力いただけない場合は、交付することができません。

よくあるご質問

Q11 ステッカーは何枚もらえますか？

A11 基本的には1枚です。店舗入り口に貼っていただくことを想定しています。

ただし、入口が複数箇所あり、ステッカーを複数枚ご希望の場合は、現地調査の時に申し出ください。職員が入口箇所を確認し、箇所に応じた枚数を交付します。

Q12 ステッカーをコピーして使用することは可能ですか？

A12 コピーして使用することはできません。原本のままご使用ください。

Q13 店舗のホームページにステッカーの画像を掲載してもよいですか？

A13 偽造防止の加工（「COPY」など文字を画像に重ねる等）をして、掲載していただくことは可能です。

Q14 ステッカーを紛失してしまいましたが、再交付してもらえますか？

A14 原則1回までは可能です。2回目以降は、再度、申請を行ってください。

Q15 ステッカー交付後に、基準がクリアできてない項目が判明したらどうなりますか？

A15 ステッカーの返還と別府市公式ホームページ「別府の飲食店 頑張って営業中（感染防止対策実施店）」から削除いたします。

Q16 ステッカー交付店舗で新型コロナが発生したら、ステッカーはどうなりますか？

A16 一旦、ステッカーは撤去していただきます。保健所の指導に準じて店舗の消毒等を行った後に、職員が再度、現地調査いたします。基準をクリアしていることが確認できたら、掲示を再開してください。

Q17 ステッカー交付店舗で新型コロナが発生したら別府市が補償してくれるのですか？

A17 ステッカー交付店舗であるからといってコロナが発生しないことを保証するものではありません。徹底した対策が実施されている店舗に対してステッカーを交付するものです。したがって、コロナが発生した店舗に対して金銭的な補償をするものではありません。

Q18 電子申請ではなく、紙の申請書を提出する場合の添付資料は何が必要ですか？

A18 感染防止対策実施店ステッカー交付申請書以外に、感染対策を実施していることがわかる写真を提出してください。写真は、プリントまたは、現像したものをご提出ください。

Q19 現地確認後、何日くらいでホームページに掲載されますか？

A19 一週間程度で掲載予定です。